

境港市建設工事条件付一般競争入札（総合評価方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、境港市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約の締結において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づく総合評価方式により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価入札」という。）を試行する場合において、その試行に関し必要な事項を定めるものとする。

（学識経験者からの意見聴取）

第2条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定により定めた総合評価入札の落札者決定基準を改正する時に、改めて2人以上の学識経験者から意見を聴くものとする。

（対象工事）

第3条 総合評価入札の対象とできる工事は、建築一式工事（一般）においては予定価格が3,000万円以上とし、土木一式工事（一般）においては予定価格が2,000万円以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、建設業者指名審査委員会（境港市建設工事指名業者選定要綱（平成15年5月7日施行）第5条第1項に規定する建設業者指名審査委員会をいう。以下同じ。）において総合評価入札によることが適当と認めた工事については、対象とすることができる。

（公告）

第4条 総合評価入札を行おうとするときは、その旨を公告に明記するものとする。

（評価項目）

第5条 総合評価入札における評価項目は、別表に定めるとおりとする。

（応募書類等の提出）

第6条 入札参加者は、別表に規定する配置予定技術者について配置予定技術者工事成績調書（様式第1号）を作成し、入札書と同時に提出しなければならない。

2 入札参加者は、境港市建設工事低入札価格調査制度試行要領（平成30年6月1日施行。以下「低入札価格調査制度要領」という。）第11条に規定する調査を行うことに同意する場合は、低入札価格調査同意確認書（様式第2号）を作成し、入札書と同時に提出しなければならない。

（失格基準）

第7条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者を失格とする。

- （1） 予定価格を超えた価格で入札したとき。
- （2） 低入札価格調査制度要領第5条の規定により算出された額に満たない価格で入札したとき。
- （3） 前条に規定している応募書類等が所定の手続により提出されなかったとき。
- （4） 前条に規定し提出された応募書類等について不備があったとき。

（採点評価方法）

第8条 前条各号の規定に該当しない入札参加者の提出した入札書及び書類に基づき次の方法で採点評価し、評価点数が最も高い者を落札予定者とする。ただし、同じ

評価点数の者が複数あるときは、事業者成績が最も高い者を落札予定者とする。

評価点数＝入札価格点数×0.7（小数点以下第4位未満切捨てとする。）＋施工能力点数×0.3（小数点以下第4位未満切捨てとする。）－その他の評価項目

$$\text{入札価格点数} = \frac{\text{予定価格} - \text{入札額} + \text{失格基準価格}}{\text{予定価格}} \times 100$$

※入札価格点数は、小数点以下第4位未満切捨てとする。

施工能力点数＝技術者成績×0.3（小数点以下第2位未満切捨てとする。）＋事業者成績×0.6（小数点以下第2位未満切捨てとする。）＋会社経営×0.07（小数点以下第2位未満切捨てとする。）＋本社機能×0.03（小数点以下第2位未満切捨てとする。）

共同企業体の場合は、それぞれの事業者ごとに施工能力点数を算出し出資比率を乗じて（小数点以下第2位未満切捨てとする。）、それを合計するものとする。

（開札及び審査等）

第9条 入札執行者は、入札書を開札したときは、前条に定める採点評価方法に基づき評価結果書（様式第3号。以下「評価結果書」という。）を作成するとともに、第6条に規定する書類の審査を行い、評価点数を読み上げた上で落札者決定を保留する。

2 入札執行者は、低価格入札者が落札予定者となる場合、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、低入札価格調査に入る事を告げて入札を終了するものとする。

（入札結果に係る異議申出）

第10条 入札参加者は、入札結果（評価点数）に疑義があるときは、原則として落札者決定を保留した日の翌日（日曜日、土曜日又は休日を除く。）の午後4時までに市長に対して書面により当該入札結果に対する説明の要求（以下「異議申出」という。）をすることができる。ただし、低入札価格調査制度要領第13条による入札結果（評価点数）に疑義があるときは、通知のあった日の翌日（日曜日、土曜日又は休日を除く。）の午後4時までに異議申出をすることができる。

2 入札執行者は、異議申出があったときは、速やかに回答するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、建設業者指名審査委員会に報告し、その後の対応を協議するものとする。

（落札者の決定）

第11条 入札執行者は、前条第1項に定める日までに入札参加者から異議申出がないとき又は異議申出の内容に理由がないと認められるときは、落札者の決定を行うものとする。

2 入札執行者は、異議申出の内容に落札者の決定を否とする理由があると認めるときは、建設業者指名審査委員会に報告し、その後の対応を協議するものとする。

（入札結果の公表）

第12条 入札執行者は、落札者の決定後、速やかにその結果について入札参加者に通

知するとともに公表するものとする。

(配置技術者の変更)

第13条 請負者は、配置予定技術者工事成績調書に記載した配置予定技術者(以下「配置技術者」という。)を退職等やむを得ない事由により変更しようとするときは、当該変更の事由を付して市長に届け出するものとする。代わりに配置する技術者は、配置技術者の技術者成績と同点以上の技術者成績を有する技術者とし、当該技術者を配置することができないことがやむを得ないと認められる場合は、配置技術者の技術者成績に最も近い点数の技術者成績を有する技術者としてすることができるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、境港市建設工事執行規則(平成24年境港市規則第12号)及び低入札価格調査制度要領の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、同日以後に起工の決定がなされる対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月19日から施行し、同日以後に起工の決定がなされる対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年1月10日から施行し、同日以後に起工の決定がなされる対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月21日から施行し、同日以後に起工の決定がなされる対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行し、平成30年5月25日以後に起工の決定がなされる対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行し、同日以後に起工の決定がなされる対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に起工の決定がなされる対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に起工の決定がなされる対象工事から適用する。

別表（第5条関係）

評価項目	算出方法
1 入札額	入札書に記載された額
2 事業者成績	<p>次の各号の全てを満たす工事（総合評価入札を行う工事と同一の工種に限る。）を請け負った際の工事成績の平均点（小数点以下第2位未満切捨てとする。）。ただし、工事成績のない場合又は次に定める基礎点未満の場合は、基礎点とする。</p> <p>基礎点：当該入札参加者が属する格付の等級の中で、大部分の事業者における工事成績の最小値（「工事成績の平均値－標準偏差×2」とし、小数点以下第2位未満切捨てとする。）</p> <p>(1) 境港市が発注した工事（共同企業体施工の場合は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。）</p> <p>(2) 当該入札の公告の日が属する年度（以下「当該年度」という。）の3年度前の4月1日から前年度の3月31日までの間に完成検査を行った工事</p> <p>(3) 請負金額が500万円以上の工事（その請負契約を入札により締結したのものに限る。）</p>
3 技術者成績	<p>主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「配置予定技術者」という。）が主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した次の各号の全てを満たす工事（総合評価入札を行う工事と同一の工種に限る。）を請け負った際の工事成績の点数。ただし、工事成績のない場合又は基礎点未満の場合は、基礎点とする。</p> <p>(1) 境港市が発注した工事（共同企業体施工の場合は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。）</p> <p>(2) 当該年度の3年度前の4月1日から当該工事の公告日までの間に完成検査を行った工事（ただし、当該3年度内において本市の工事点数を受けていない場合、その期間の各年度に工期3か月以上の国又は鳥取県の工事の現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者になっている場合に限り期間を2年間延長する。工事の実績は完成検査を受けた年度とする。）</p> <p>(3) 請負金額が500万円以上の工事（その請負契約を入札により締結したのものに限る。）</p> <p>(4) 工期の60パーセント以上の期間について主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した工事</p> <p>なお、一の入札につき2人以下の配置予定技術者を申し込むことができる。この場合においては、成績の低い者に係る点数を採用する。</p>
4 会社経営	<p>次の方法により算出する（小数点以下第2位未満切捨てとする。）ものとする。この場合において、経営事項審査総合評定値は、当該年度前3年度分の経営事項審査総合評定値（総合評価入札を行う工事と</p>

	<p>同一の工種に限る。)の平均値(小数点以下第2位未満切捨てとする。)とし、各年度の経営事項審査総合評定値は、該当する年度の3月末日現在で有効なもの(有効なものが複数ある場合は直近のもの)とする。</p> $\frac{\text{その入札者の経営事項審査総合評定値}}{\text{当該入札に参加可能である入札参加資格者の中で最高の経営事項審査総合評定値}} \times 100$
<p>5 本社機能</p>	<p>境港市に本社を有する事業者 100点 境港市に本社はなく営業所を有する事業者 50点</p>
<p>6 その他の評価項目</p>	<p>(1) 境港市から境港市建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱(令和3年4月1日施行)第3条の規定により資格停止措置を受けた事業者にあつては、当該資格停止措置1回につき次に掲げる区分に応じ、資格停止期間の満了後1か年を経過するまでの間それぞれに定める点数を評価点数から減じるものとする。</p> <p>ア 当該資格停止措置期間が6か月以下の場合 1点 イ 当該資格停止措置期間が6か月を超える場合 2点</p> <p>(2) 当該年度において、ア及びイを満たす工事(総合評価入札を行う工事と同一の工種に限る。ただし、随意契約による工事は含まない。この号において「対象工事」という。)の受注実績がある事業者にあつては、次の式により算出した点数(小数点以下第4位未満切捨てとする。)を評価点数から減じるものとする。この場合において、共同企業体の構成員として受注した実績は、当該構成員の出資比率に応じた額とする。</p> <p>ア 境港市が発注した工事(共同企業体施工の場合は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。) イ 請負金額が500万円以上の工事(その請負契約を入札により締結したものに限る。)</p> $\frac{\text{対象工事における事業者の既受注額}}{\text{対象工事における事業者の平均受注額}} \times 4 \text{点}$ <p>既受注額: 当該年度内に落札した対象工事における当初請負額の合計 平均受注額: 契約日が当該年度前3年度内の対象工事における当初請負額の合計を3で除した額。ただし、受注額が無い場合は、当該入札参加者が属する格付の等級の中で最低の事業者の額を採用する。</p>

(3) 入札参加者の入札額を低入札価格調査制度要領第4条に定める調査基準価格と比較し、施工体制を次のとおり評価し評価点数に加えるものとする。

ア 調査基準価格以上の場合 2点

契約の内容に適した履行がなされないおそれはない金額と考えられることから、原則として施工体制審査を省略し2点を付与する。

イ 調査基準価格未満の場合 0点又は2点

契約の内容に適した履行がなされないおそれがある金額の入札と考えられることから、施工体制審査を行い、適切な施工体制が確保されると認められる場合に、その程度に応じて2点又は0点を付与する。

① 評価方法

評価項目	評価の視点	評価点
品質確保の実効性	品質確保・安全確保の計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	左記の2項目を総合的に評価し、 ① 認められる場合 実効性・確実性が高い⇒2点 上記以外⇒0点 ② 認められない場合 ⇒無効
施工体制確保の確実性	下請・労務・資機材の確保計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	

② 施工体制審査書類

低入札価格調査制度要領第11条第2項及び第3項に定める書類とする。